

# 第1章 はじめに

1. 背景・目的
2. 関連法・計画
3. 対象区域
4. 計画に位置付ける内容

# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景・目的

### (1) 計画策定の背景

牧港補給地区（以下、本地区という。）は、2006（平成18）年5月1日の日米安全保障協議委員会（通称：「2+2」）後に公表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。」とされ、嘉手納飛行場以南の6つの候補施設の1つに本地区の全面返還が明記されました。

その後、2013（平成25）年に公表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域に「牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分」が2025年度又はその後、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域に「牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分」が2024年度又はその後となることが発表されました。

### (2) 跡地利用計画を取り巻くこれまでの出来事

跡地利用計画を取り巻くこれまでの出来事は、以下の通りです。

<跡地利用計画を取り巻くこれまでの出来事>

|        | 1975～                              | 1995～                               | 2000～ | 2005～                                                         | 2010～                                                                             | 2015～                                 | 2020～                                                                              |
|--------|------------------------------------|-------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の動き   |                                    | ■1996（平成8）年<br>SACO 最終報告を公表         |       | ■2006（平成18）年<br>日米安全保障協議委員会（通称：「2+2」）後に「再編実施のための日米のロードマップ」が公表 | ■2012（平成24）年5月<br>「特定駐留軍用地」に指定<br><br>■2013（平成25）年<br>「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」公表 |                                       | ■2023（令和5）年4月<br>那覇港湾施設代替施設の「移設先・形状」と「代替施設内の施設配置計画」を合意                             |
| 跡地利用計画 | ■1979（昭和54）年度<br>「浦添市軍用地跡地利用計画」を策定 | ■1995（平成7）年度<br>「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定 |       | ■2009（平成21）年<br>「牧港補給地区跡地利用基本構想」を策定                           |                                                                                   | ■2012（平成24）年3月<br>「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定 |                                                                                    |
| その他    |                                    |                                     |       |                                                               | ■2012（平成24）年4月<br>「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」を施行                       |                                       | ■2022（令和4）年4月<br>那覇港管理組合が「那覇港長期構想」を策定<br><br>■2023（令和5）年3月<br>那覇港管理組合が「那覇港港湾計画」を策定 |

### (3) 本計画策定の目的

本「牧港補給地区跡地利用計画（以下、本計画という）」は、2012（平成24）年に策定した「牧港補給地区跡地利用基本計画」を改定し、本地区の跡地利用の方針を示す新たな計画として策定します。

2012（平成24）年以降、急速な技術革新や気候変動を始め様々な出来事や、社会情勢・経済状況の変化がありました。さらに、地権者意向調査の結果について「住宅として自己活用したい」とする意見の減少や日本全体の人口減少の進展等土地利用計画の前提となる条件に変化がありました。これらを踏まえ、本地区を取り巻く状況や本地区に期待される役割・機能を明らかにし、牧港補給地区の跡地利用に向けたまちづくりの方針を示します。

## 2. 関連法・計画

### (1) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

本計画は、「沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に根拠をおきます。第1条において、法律の目的は「駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、沖縄の自立的な発展と潤いのある豊かな生活環境の創造」とされています。

また、第5条において、地方公共団体は「駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定」に努めなければならないとされています。

これらに基づき、本市は本地区の跡地利用計画の策定に取り組んでいます。

<沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第1条・5条>

#### (目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。

#### (地方公共団体の責務)

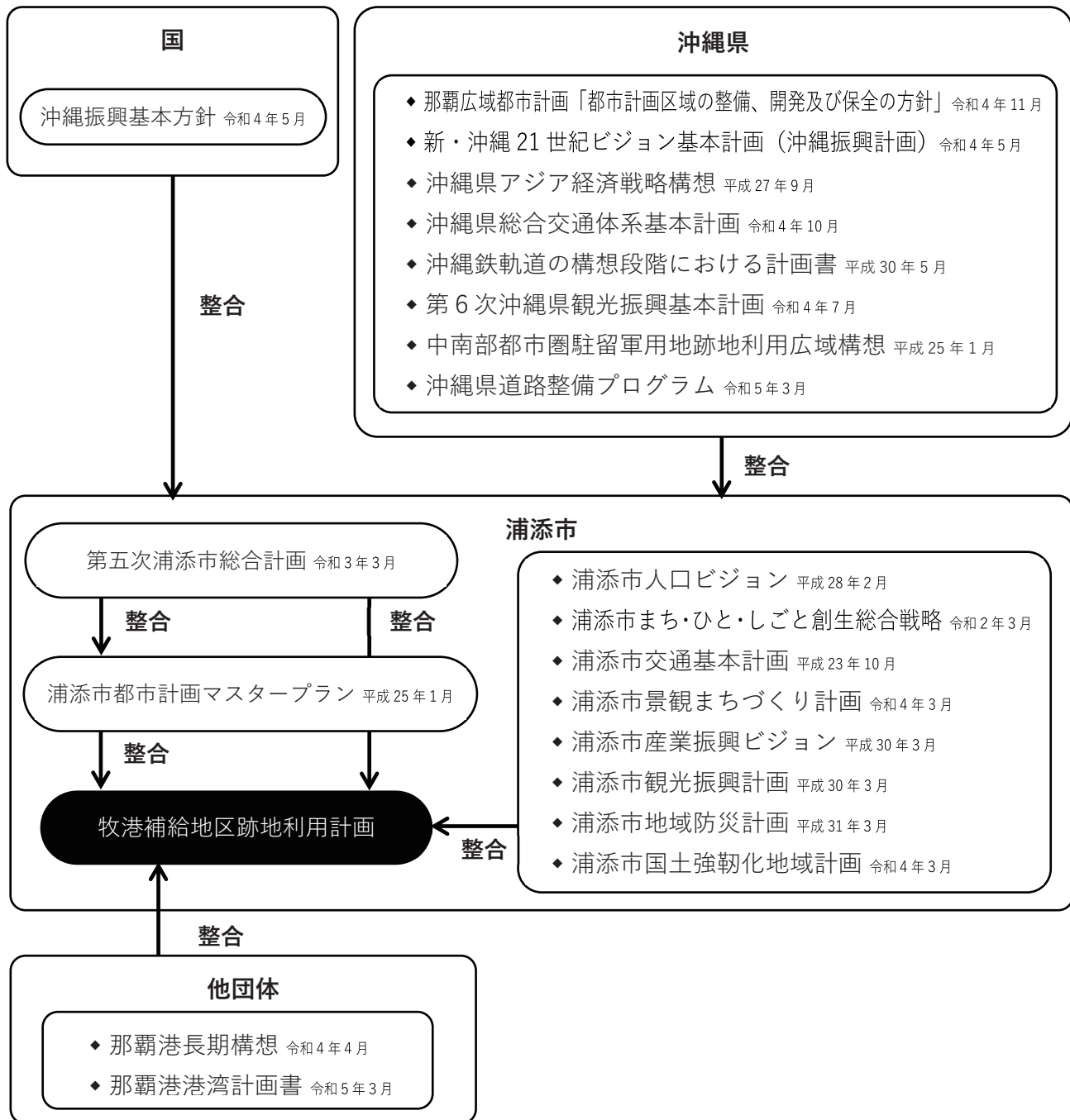
第五条 沖縄県及び関係市町村は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

出典：沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

## (2) 上位・関連計画との関係性

本計画の位置付けは、以下の通りです。

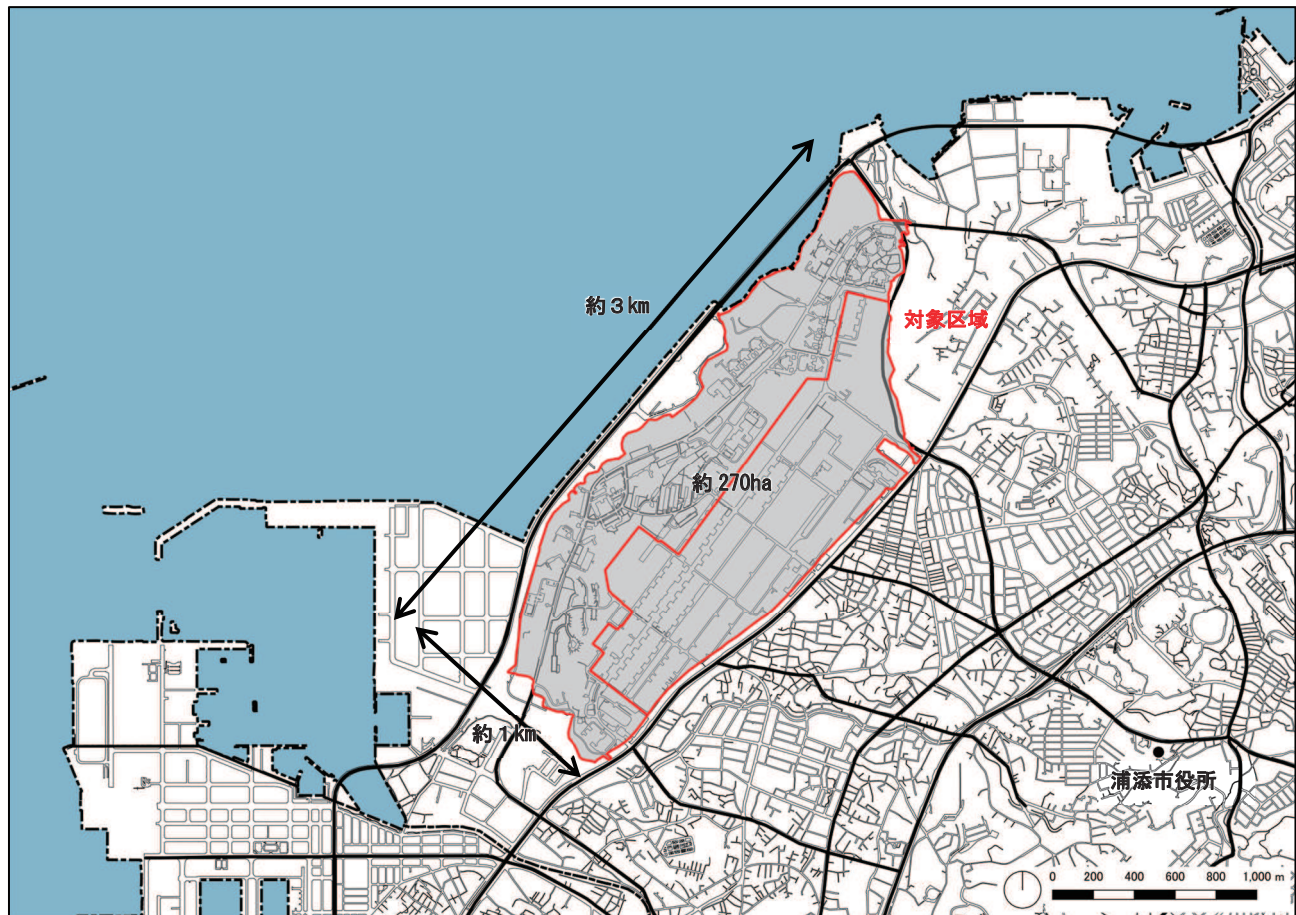
<本計画と上位・関連計画の関係図>



### 3. 対象区域

- 本計画は本地区内の約 270ha を対象としています。
- 東西に約 1 km、南北に約 3 km に広がっています。

<対象区域>



## 4. 計画に位置付ける内容

### (1) 市町村総合整備計画との整合

本計画に位置付ける内容は、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」第20条の第2項に掲げられた事項と整合性を図ります。

<沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 第20条>

#### (市町村総合整備計画)

第二十条 関係市町村の長は、前条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるとき（次条第一項の県総合整備計画が定められている場合を除く。）は、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 前項の市町村総合整備計画（以下この条において単に「市町村総合整備計画」という。）は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 生活環境の整備に関する事項
- 四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
- 五 自然環境の保全及び回復に関する事項
- 六 良好な景観の形成に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

出典：沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

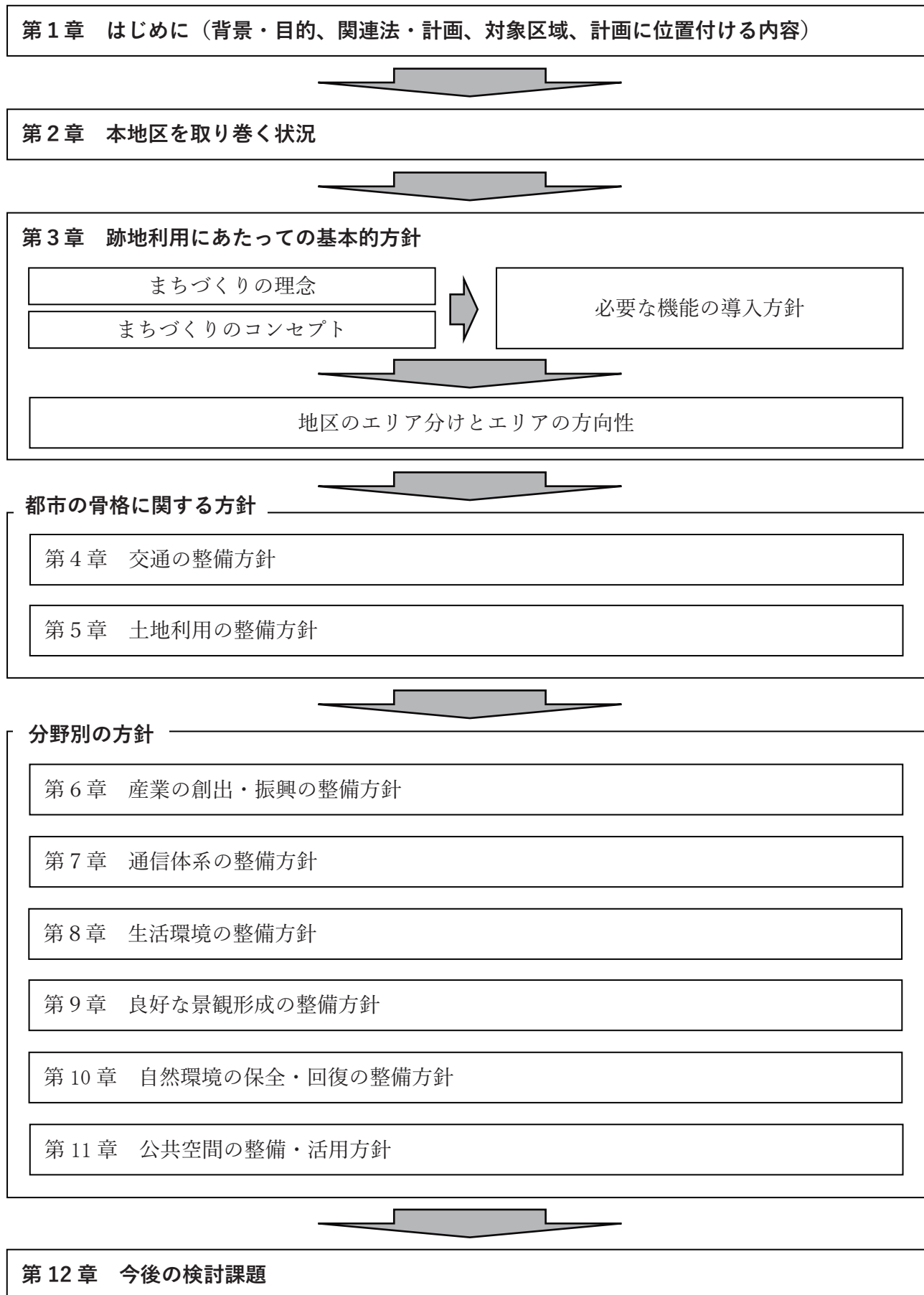
なお、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」第20条の第2項に掲げられた事項と本計画は次のように対応しています。

<沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法  
第20条の第2項に掲げられた事項と本計画の対応関係>

| 第20条の第2項に掲げられた事項                                | 本計画における該当箇所                          |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 一 <u>地域の総合整備に関する基本的方針</u> に関する事項                | 第3章 跡地利用にあたっての基本的方針<br>第5章 土地利用の整備方針 |
| 二 <u>交通通信体系の整備</u> に関する事項                       | 第4章 交通の整備方針<br>第7章 通信体系の整備方針         |
| 三 <u>生活環境の整備</u> に関する事項                         | 第8章 生活環境の整備方針                        |
| 四 <u>農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発</u> に関する事項 | 第6章 産業の創出・振興の整備方針                    |
| 五 <u>自然環境の保全及び回復</u> に関する事項                     | 第10章 自然的環境の保全・回復の整備方針                |
| 六 <u>良好な景観の形成</u> に関する事項                        | 第9章 良好な景観形成の整備方針                     |
| 七 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項               | 第11章 公共空間の整備・活用方針                    |

## (2) 本計画の構成と検討フロー

本計画は以下の流れで検討し構成します。



第1章  
はじめに

第2章  
本地区を取り巻く状況

第3章  
跡地利用にあたっての基本的方針

第4章  
交通の整備方針

第5章  
土地利用の整備方針

第6章  
産業の創出・振興の整備方針